

関東地区歯科医師会災害時相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条

この協定は、関東地区歯科医師会を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県並びに山梨県において地震等による大規模災害が発生し、被災都県歯科医師会単独では、被災者の歯科治療や救援・救護、または、身元不明遺体の個人識別等十分な対応が実施できない状況にいたった場合に、被災都県歯科医師会が協定を結んだ各都県歯科医師会に応援を要請し、その措置業務を円滑に遂行するために、次のとおり必要な事項について定める。

(連絡の方法)

第2条

- (1) 都県歯科医師会は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署とコードイネーターを定め、都県において大規模災害が発生した時には、速やかに相互に連絡するものとする。
- (2) 都県歯科医師会は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種別)

第3条

応援に関する種別は以下のとおりとする。

(1) 歯科医療救護活動

被災都県歯科医師会の要請に基づき、緊急歯科医療のための器材・薬品等の調達、提供、または歯科医療救護の歯科医師等の派遣を行う。

(2) 身元確認活動

被災都県歯科医師会の要請に基づき、被災地の警視庁または県警本部を通じ、警察庁、日本歯科医師会と協議の上、身元確認のための歯科医師の派遣、資機材の提供等を行う。

(3) 歯科医師会会員に対する救援活動

被災した会員に対して、救援物資等の援助を行う。

(4) その他

関東地区歯科医師会が必要と認めた活動

(応援の要請)

第4条

応援要請は速やかに当番都県歯科医師会（当番都県歯科医師会が被災都県であるときは、速やかに連絡を取り合い応援幹事都県歯科医師会を決定する。）と協議のうえ、協定を締結した被災都県歯科医師会会长またはその代理者が協定を結んだ各都県歯科医師会会长に要請する。要請内容によっては関係機関が行うが、被災都県歯科医師会は広域応援を円滑に実施するために、当該関係機関および日本歯科医師会に対し情報提供等により連携を図るものとする。

(他の協定との関係)

第5条

この協定は、都県歯科医師会が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第6条

この協定に関し必要な事項または協定に定めのない事項は関東地区歯科医師会役員連絡協議会において協議する。

(協定期間)

第7条

この協定の有効期間は、平成25年12月1日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1ヶ月前までに各都県歯科医師会から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

(締結)

第8条

協定の締結にあたり、協定書8通を作成し、当該都県歯科医師会会长が署名、捺印し、それぞれ1通ずつを保管する。

附 則

1、この協定書は平成25年8月29日に締結し、平成25年12月1日から実施する。

平成25年8月29日

公益社団法人 茨城県歯科医師会会长

森永 和男



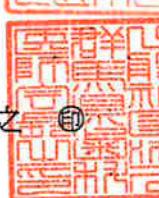
一般社団法人 栃木県歯科医師会会长

柴田 勝



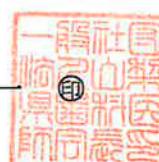
一般社団法人 群馬県歯科医師会会长

村山 利之



一般社団法人 山梨県歯科医師会会长

井出 公一



社団法人 東京都歯科医師会会长

高橋 哲夫



一般社団法人 神奈川県歯科医師会会长

高橋 紀樹



一般社団法人 埼玉県歯科医師会会长

島田 篤



一般社団法人 千葉県歯科医師会会长

斎藤 英生

